

帝京大学教育改革委員会規程

(設置)

第1条 帝京大学に教育改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 本学における教育改革の基本方針に関すること。
- (2) 教育内容及び教育方法の改善等に関すること。
- (3) 教育の質保証に係る施策の企画、実施及び支援に関すること。
- (4) その他教育改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 教学担当副学長
- (3) 学部長
- (4) 学長室長
- (5) 事務長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 学長は、必要と認める者をオブザーバーとして委員会に出席させることができる。

(任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は学長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(委員長の代理)

第6条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は学長室において処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会において協議のうえ、学長の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は2021年4月1日から施行する。

2 この規程は2022年4月1日から施行する。